

# 「北島中学校の文化部活動の在り方に関する方針」

令和元年5月  
北島町教育委員会

## 1 本方針策定の趣旨等

学校の文化部活動は、学校教育の一環として文化的活動に興味・関心をもつ同好の生徒が、各文化部の責任者(以下「文化部顧問」という。)の指導の下、技能の向上や、生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えており、文化部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっている。

生徒が生涯にわたって、豊かな文化的活動を実現する資質・能力を育む基盤として、文化部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた活動を行うことができるよう、速やかに、文化部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

本方針は、北島中学校の文化部活動を対象とし、生徒にとって望ましい活動環境を構築するといった観点に立ち、文化部活動が以下のことを重視して、地域、学校等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 文化部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定し、活動方針及び活動計画等を各学校のホームページへの掲載等により公表する。

イ 文化部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日、参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

イ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 教育委員会は、文化部顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

オ 教育委員会及び校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

### 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

#### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及び文化部顧問は、文化活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理や事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部顧問は、過度の練習が必ずしも技術力の向上につながらないことを正しく理解するとともに、生徒の生涯を通じて文化活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能向上等それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

### 4 適切な休養日等の設定

#### (1) 休養日の設定

ア 学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

イ 長期休業中については、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

#### (2) 活動時間の設定

1 日の活動時間は、長くとも平日は 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的な活動を行う。

早朝練習については、放課後の練習が、十分に確保できる場合は、原則として行わないこととする。

#### (3) 適切な休養日等の徹底

ア 教育委員会は、下記イに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 校長は、2（1）アに掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、文化部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

## 5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

### （1）生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

校長は生徒の文化部活動に関するニーズが、技術力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、多様である中で現在の活動が、障がいのある生徒等も含めて、生徒の潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置する。

### （2）地域・保護者等の連携

ア 教育委員会及び校長は、生徒の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。

イ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育環境の充実を支援するパートナーという考えの下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 6 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。